

「八戸市市民による地域のまちづくりの推進に関する条例」の概要

2008.4.1

目的

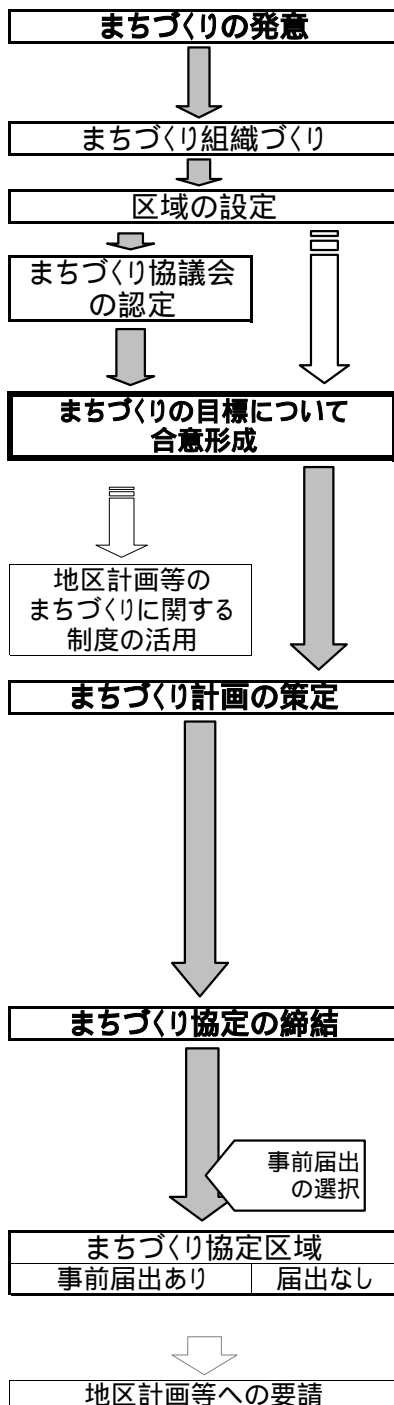
市民の地域における自主的なまちづくり活動を推進するため、その基本理念を定め、市民、市及び開発者の責務を明らかにするとともに、地域のまちづくりについての基本となる事項を定めることにより、魅力あるまちづくりの実現に寄与することを目的とします

基本理念

『地域のまちづくりは、市民自らが主体となり、市及び開発者との相互の理解と協力の下に推進されなければならない』

- ・市民の責務
 - 地域のまちづくりを担う者として推進に努めるものとする
 - 市民の地域のまちづくりに関する意識の高揚を図る
 - 市民の自主的なまちづくり活動の積極的な支援に努める
 - 市民との協働による地域のまちづくりを推進する
- ・市の責務
 - 地域の良好な環境が確保されるよう適切な措置を講ずる
 - 地域のまちづくりを尊重し、推進に対する理解と協力に努める
- ・開発者の責務

まちづくり活動支援の流れ



まちづくりに関心のある人の市役所の相談窓口

- ・まちづくりに関する情報、資料を提供し、相談に応じます
- ・地域で開催する勉強会等へ市職員を派遣することができます

まちづくり組織づくり

参加者10人程度から組織としての活動に移行

区域の設定

まちづくり組織で検討する区域を設定

まちづくり協議会の認定

市から「まちづくり協議会」の認定を受ける

- 認定を受けたまちづくり協議会への支援
- ・活動資金の一部を助成することができます

まちづくりの目標について合意形成

具体的なまちづくりの目標についての話し合い

地域住民等で十分に話し合い合意形成を図ります

- ・将来どのようなまちにしていきたいか話し合います
- ・目標を達成するには何をすればよいか話し合います
- ・話し合いやヒアリング、アンケートなどを行いながら、理解を深めます

地区計画等のまちづくりに関する制度の活用

まちづくりの目標により、地区計画等の制度を活用して目標を達成することが有効である場合には、手続き等について助言します

まちづくりに関する制度・地区計画、建築協定、景観協定、緑地協定など

まちづくり計画の策定

地域のまちづくりの目標や方向性、達成するための自主的なルール等を定めた「まちづくり計画」の策定

まちづくり計画に、都市計画などで定める基準等を緩和する内容を定めることはできません

まちづくり計画で定めるルールの例

- ・建物の外観は地域の景観に配慮した色やデザインを工夫しましょう
- ・建物の高さは12m以下にしましょう
- ・コンクリートブロック塀などは避け生垣や植栽に努めましょう
- ・地域の樹木を大切に、保全に努めましょう
- ・自動販売機は設置しないようにしましょう など

まちづくり協定の締結

まちづくり計画の内容について、市長と協定を締結

市長はまちづくり協定を締結することによって、地域のまちづくり計画を尊重し、まちづくりの推進に協力する

- ・区域住民等の大多数が同意していることなどを条件とします

まちづくり協定の締結を申請する際、建築物の建築などの行為について事前届出を必要とする区域として定めることもできます

まちづくり協定区域
事前届出あり | 届出なし

協定を締結した区域は「まちづくり協定区域」となります

- ・まちづくりの目標達成のために、協働でまちづくりを推進します
- ・市は区域のまちづくりの推進のために協定内容の啓発に努め、遵守するよう働きかけます

地区計画等への要請

目標を達成するために、より担保性のあるまちづくり制度を活用したい場合には、地区計画等として市長に要請することができます